

発刊の辞

下山憲治

地方自治総合研究所監修による「地方自治関連立法動向」第1集（2013年8月）の発行以降、今回の発行により第9集となる。地方自治関連立法動向研究会は、2010年11月に地方自治総合研究所に設置されたのち、2023年10月からは、地方自治総合研究所におけるプロジェクト研究「地方自治法コンメンタール作成プロジェクト」として、活動することとなった。地方自治関連立法動向の研究も進めつつ、2010年に公刊された地方自治総合研究所監修『逐条研究 地方自治法 別巻 新地方自治法（上・下）』の企画趣旨を踏まえ、地方自治に関連する主要な法律の制定改廃の動向、その立法過程を分析・検討して制定改廃の背景、趣旨、目的などを明らかにし、地方自治への意義、効果・影響等について研究し、後続する「逐条研究」を著すプロジェクトを進めるものである。

この第9集では、第203回国会（臨時会、2020年10月26日から12月5日までの41日間）、第204回国会（常会、2021年1月18日から6月16日までの150日間）、第205回国会（臨時会、2021年10月4日から10月14日までの11日間）、第206回国会（特別会、2021年11月10日から11月12日までの3日間）、そして第207回国会（臨時会、2021年12月6日から12月21日までの16日間）の5会期で制定改正された法律を対象としている。

第203回国会では、内閣提出法案10件のうち9件が成立し、1件が継続審査となった。衆議院議員提出法案74件のうち、5件が成立し、69件が継続審査であった。参議院議員提出法案23件のうち、成立は1件、参議院未付託未了が22件であった。第204回国会では、内閣提出法案64件のうち62件が成立し、継続審査が2件であった。衆議院議員提出法案114件のうち、20件が成立し、89件が継続審査、2件が審査未了で、撤回が3件あった。参議院議員提出法案37件のうち、2件が成立し、審査未了1件、参議院未付託未了が32件、撤回が2件であった。第205回国会では菅内閣総辞職後、岸田内閣が発足するとともに、会期末に衆議院が解散された。同国会では、内閣提出法案2件と衆議院議員提出法案89件とともに、衆議院未了であった。また、参議院議員提出法案3件はすべて参議院未付託未了であった。第206回国会では第2次岸田内閣が発足した。衆議院議員提出法案1件は衆議院での継続審査となった。第207回国会では、内閣提出法案2件のすべてが成立した。衆議院議員提出法案12件のうち、2件が成立し、継続審議は8件、審査未了が2件であった。参議院提出法案3件のうち、すべてが参議院未付託未了であった。

このうち、本資料集では、第204回国会で成立した以下の法律を取り扱う。

第1部 地方分権・地方創生関連法では、次の1本を取りあげている。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律～第11次一括法～（令和3年5月19日法律第44号）は、2014年から導入された「提案募集方式」に基づく地方からの提案を、内閣府の地方分権改革有識者会議ならびに「提案募集検討専門部会」の審議・検討を経て、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」として取りまとめられたもののうち、地方公共団体の事務の執行に関する規制緩和が4事項5法律、都道府県経由事務の廃止が4事項4法律、あわせて8事項9法律を一括して改正するものである。

次に**第2部 税・財政関係法**では、次の1本を取りあげている。

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年3月31日法律第7号）は、2022年度税制改正の一環として行われた地方税法などの改正のうち、固定資産税および都市計画税の改正、不動産取得税の改正、自動車税および軽自動車税の環境性能割および種別割のグリーン化特例の見直し、および指定納付受託者（地方自治法第231条の2の2以下、同第231条の4および地方税法第13条の4）を主な内容とする。

最後に、**第3部 地方自治関連法**では、次の6本を取りあげている。

デジタル社会形成基本法（令和3年5月19日法律第35号）は、IT基本法を廃止し、これまでの「高度情報通信ネットワーク社会」に加え、通信技術の発展等にもなつて「先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いて電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用する」ことが可能となったことを踏まえ、それについて「デジタル社会」と定義づけたうえで「基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務」等について定めたものである。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年5月19日法律第37号）はデジタル改革関連法の一つであり、この法律によって「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」および「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が廃止され、「個人情報の保護に関する法律」に一本化された。これら改正のうち、第9集では、地方公共団体の条例制定権への影響を中心に取りあげた。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年5月19日法律第40号）は、「（仮称）Gov-Cloud」の活用を前提に、住民基本台帳、児童手当、選挙人名簿管理、固定資産税など17事務を標準化対象事務として、地方公共団体情報システムの標準化を図るための法律であり、国による標準化対象事務や標準化基準の設定、地方公共団体によるカスタマイズの制限を内容とするものである。

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年5月10日法律第30号）は、水害等の頻発する自然災害に対し、災害対策の実施体制の強化と災害時における円滑・迅速な避難の確保を図ることを目的としている。非常災害に至らない段階で災害が発生し又は発生するおそれがある場合に「特定災害対策本部」を設置できることのほか、非常災害対策本部と緊急災害対策本部を災害が発生するおそれがある段階で設置できることとした。また、避難対策等については、避難行動要支援者の避難支援のための個別避難計画の作成（努力義務）、従来の避難勧告を廃止し、避難指示に一本化することや広域避難等について災害対策基本法が改正された。また、災害救助法と内閣府設置法の一部も改正された。

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和3年3月31日法律第9号）は、踏切道の更なる改良と災害時における適確な管理を促進するため、改良すべき踏切道の指定に係る5か年期限の廃止と市町村による指定の申出制度の創設、周辺迂回路の整備や滞留スペースの確保を改良の方法として位置づけた。道路の防災機能の強化策として、広域災害応急対策の拠点としての「道の駅」の機能を強化するため、災害時の防災拠点としての利用以外の利用を制限できるようにしている。また、災害時の緊急輸送道路等の閉塞を防止するため、道路管理者が指定した沿道の区域内では、工作物の設置について届出を要することとし、道路管理者は設置場所の変更等の必要な措置を勧告できるようにした。災害時の市町村管理道路の啓開・災害復旧に関する都道府県の代行制度を創設した。鉄道の防災機能を強化するため、鉄道事業者が、国土交通大臣の許可を受けて、鉄道施設に障害を及ぼすおそれのあ

る植物の伐採等や、災害復旧のための他人の土地の一時使用を行うことができるようにしている。

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年5月10日法律第31号）は、気候変動を踏まえた計画・基準等の見直しおよびあらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」への転換が強く要請されていることから、これらの要請に対応するために必要な法的整備を行うため、「流域治水関連法」として、特定都市河川法をはじめ計9本の法律を改正するものである。①流域治水の計画・体制の強化、②被害対象を減少させるための対策、③氾濫をできるだけ防ぐための対策、④被害の軽減、早期復旧、復興のための対策を4本の柱として掲げ、それぞれの法律において必要な措置を定めている。

第9集では、今後の活用を期し、別添資料として「2021年地方自治法条文改正一覧」を付した。この資料集が地方自治の研究や自治行政実務に役立ち、地方自治の発展のためにいささかでも寄与することができれば、執筆者一同の望外のよろこびである。なお、この資料集を含め第1集から、地方自治総合研究所のホームページの中で、「出版物」のうち「研究所資料」の項目を通じてPDFファイルにてダウンロードできるようになっている。